

* 下書き用紙に表示している内容は2024年8月現在のものであり、実際の表示とは異なる場合があります *

2025年度 入学者用
スカラネット入力下書き用紙

（大学院予約）

独立行政法人 日本学生支援機構

本用紙は12ページです。冊子「奨学金案内」より取り出してお使いください。

インターネット（スカラネット）による奨学金申込みにあたっては、冊子「貸与奨学金案内（大学院予約）」（以下、「奨学金案内」という。）を熟読し、申込内容を記入してください。

「奨学金案内」及び以下の注意事項を確認してこの下書き用紙に記入し、誤りがないことを点検した上で機構のスカラネット用ホームページにアクセスして入力してください。

氏 名	学籍番号	研究科の専攻のコード

進学予定の大学院からの指示がある場合のみ記入してください。

受 付 番 号											

入力が完了し「送信」ボタンを押した後に、受付番号が画面に表示されます。**必ず記入しておいてください。**太枠部分は「1」になります。

【スカラネット入力の際に、手元に用意する書類】

- ・学校から受け取った識別番号（ユーザIDとパスワード）
- ・マイナンバー提出書
- ・奨学金振込口座（本人名義）の通帳などのコピー（本冊子12ページに貼り付けてください。）

スカラネットURL <https://www.sas.jasso.go.jp/>

受付時間 8：00～25：00（最終締切日の受付時間は8：00～24：00）

※受付時間を過ぎると画面が強制終了します。余裕をもって入力できるよう、入力開始時間には注意してください。（入力時間の目安：30分～1時間）



【注意事項】

〈1〉スカラネットの動作確認済み環境

スカラネットの動作環境は、以下を前提としています。

【パソコン】

OS：Windows 10、11

ブラウザ：Microsoft Edge

【モバイル端末】

OS：iOS 13 以上、iPadOS 13 以上、Android 8.0 以上

ブラウザ：Mobile Safari、Android 用モバイル版 Google Chrome

（注1）フィーチャーフォンには対応していません。

（注2）アップル社が販売している macOS を搭載するコンピュータについては未確認です。

〈2〉スカラネット入力に関する注意事項

- （1）スカラネットの画面の注記に従って全角入力・半角入力を行ってください。また、申込画面は8つの画面で構成され1画面あたり30分の制限時間があります。
- （2）識別番号（ユーザID・パスワード）は、すべての必要な書類を進学予定の大学院へ提出後、大学院から受け取ることができます。
- （3）「マイナンバー提出書」に印字された申込ID・初期パスワードの入力も必要になります。
- （4）その他、申込みに関して不明な点がある場合は、大学院に確認してください。

〈3〉文字入力について

① 使用不可な文字

氏名は原則、住民票の記載どおりに入力してください。ただし、次の(ア)～(ウ)の留意点があります。

- （ア）旧字体・異体字等は、機構のシステム上登録できない文字があります。この場合、常用字体・通用字体で表示されます（吉→吉、祐→祐、廣→廣 等）。
また、旧字体・異体字等の一部、対応できない文字があります。エラーとなり先に進めませんので、常用字体・通用字体で入力してください。対応する常用字体・通用字体がない場合は、ひらがなで入力してください。
- （イ）読み方を表す「カナ氏名」には、カタカナの「ヲ」は使用できません。「オ」と入力してください。
- （ウ）外国籍の人の氏名は、口座開設時に用いた住民票の写しや在留資格証明書等の公的証明書類の記載をもとに、カタカナで入力してください。
・入力方法は下記②の（例）を参照してください。
・アルファベットは使用できないため、カタカナに置き換えてください。
・（申込者本人のみ）銀行の振込口座が「名→姓」の順で登録されている場合には、例外的に振込口座に合わせて入力してください。

② 文字数の制限（本人氏名欄、生計維持者欄）

「漢字氏名」欄は姓・名それぞれ全角5文字まで、「カナ氏名」欄は姓・名それぞれ全角15文字まで入力できます。「スペース」は入力しないでください。

制限文字数を超える場合は、入力可能な文字数まで入力してください（名前が途切れていてもかまいません）。漢字氏名欄は途中で入力を止め、カナ氏名欄でフルネームを入力してください。

※全角漢字氏名欄に6文字以上入力すると、エラーになり先に進めません。

カナ氏名欄は15文字まで入力できますので、途中で切らずにフルネームを入力してください。

（例）Shougaku Thomas Michael Taro（ショウガク トーマス マイケル タロウ）

・漢字氏名欄 【姓】ショウガク 【名】トーマスマ（「イケルタロウ」は切る）

・カナ氏名欄 【姓】ショウガク 【名】トーマスマイケルタロウ

カナ氏名は必ず口座名義と同一にしてください。

【スカラネット入力内容記入欄】

※インターネットで申し込む際は、「スカラネット入力下書き用紙」②ページ「〈3〉文字入力について」を参照して文字を入力してください。

識別番号入力

あなたの識別番号（学校から交付されたユーザIDとパスワード）を入力してください。

（注）パスワード入力の際は全角・半角、大文字・小文字の区別をします。

ユーザID

パスワード

パスワードはスカラネット入力時は黒丸記号での表示になります。入力エラーになる場合は、入力した文字を目で見て確認できるよう、最初にユーザID欄に入力し、それをコピーして貼り付けてみてください。

奨学金申込専用ページ

■ログイン

申込IDとパスワードを入力して、下の「次へ」ボタンを押してください。

申込ID	Y	M	2	4						
パスワード										

注）パスワード入力の際は全角・半角、大文字・小文字の区別をします。

○メールアドレス登録

登録するメールアドレスを入力してください。

ページ最下部の「送信」ボタンを押すと、入力したメールアドレス宛に認証コードが送信されます。

【登録するメールアドレスについて】

申込IDやパスワードを忘れた場合の、申込IDの通知やパスワード初期化の認証にのみ使用されます。

迷惑メール設定をしている場合、認証メールが届かない可能性があります。(jsas@ses.jasso.go.jp)からのメールを受信できるようにしてください。

○新しいパスワードの設定

初回のみ「マイナンバー提出書」に印字されているパスワードの変更が必要です。

新しいパスワードを設定してください。

【パスワードの管理について】

◆第三者に推測されやすい数字や英字（生年月日、電話番号、氏名のイニシャル等）を使用しないでください。

◆第三者にパスワードを教えないでください。

◆第三者の目につく場所にパスワードを記入したメモを残さないでください。

【パスワードの作成条件】

◆半角の英字、数字を含む組合せであること。

◆8～16文字以内であること。

◆申込IDと異なる文字列であること。

○メールアドレス認証

入力したメールアドレスに認証コードを送信しました。

メールに記載の認証コードを入力してください。

「マイナンバー提出書」を手元に準備してください。

「申込ID」の欄に印刷されている「YM24」で始まる10桁の英数字を、スカラネット画面の「申込ID」に入力してください。

「初期パスワード」の欄に印刷されている6桁の英数字を、スカラネット画面の「パスワード」に入力してください。

「メールアドレス登録」「新しいパスワードの設定」「メールアドレス認証」については、「奨学金案内」26ページを見ながら、画面の指示に従って進めてください。

アカウント情報登録完了と表示されたら、メールアドレスと申込IDを「奨学金案内」裏表紙の「おぼえ書き」に書き写してください。「次へ」を押すとメインメニューが表示されます。「奨学金申込」をクリックします。

STEP 1 確認書の提出

確認書

あなた（あなたが未成年（18歳未満）の場合は、あなたと親権者または未成年後見人）は、「確認書兼同意書」に記載されている次の内容を確認・承認したうえで、署名した「確認書兼同意書」を提出しましたか。

●貸与申込条件等

●個人情報情報の取扱いに関する同意条項

※「個人情報情報の取扱いに関する同意条項」には、延滞するとあなたの個人情報個人信用情報機関に登録される等、重要な内容が記載されています。

○提出しました。

○提出していません。

下の「規定等を表示」ボタンを押して規定等（保証委託約款を含む）を確認し、

了承する場合のみ、申込みを行ってください。

※規定等を確認するまで、次の画面に進むことはできません。

次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

規定等を表示

☐ 了承します

次へ

「提出していません。」を選択した場合はスカラネットの次の画面へ進むことができません。学校に「確認書兼同意書」を提出した後、再入力してください。

規定等の表示を行わないと、次の画面へ進むことができません。

「了承します」にチェックを入れないと、次の画面へ進むことができません。

規定等を表示し、「了承します」にチェックを入れると「次へ」ボタンを押すことができるようになります。

STEP 2 誓約

日本学生支援機構奨学金の案内

◆第一種奨学金予約

*第一種奨学金

無利息の奨学金で、特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な者に貸与します。

◆第二種奨学金予約

*第二種奨学金

利息付きの奨学金（在学中は無利息）で、優れた学生及び生徒で経済的理由により修学困難な者に貸与します。

◆入学時特別増額貸与奨学金予約

*入学時特別増額貸与奨学金

利息付きの奨学金（在学中は無利息）で、第一種奨学金または第二種奨学金の振込時に一括して増額貸与します。（原則初回振込時）

【用紙①】スカラネット入力下書き用紙（大学院予約）

◆授業料後払い制度予約（授業料支援金及び生活費奨学金）

*授業料後払い制度（授業料支援金及び生活費奨学金）

無利息の第一種奨学金として授業料相当額の支援を目的とした「授業料支援金」と毎月の生活費の支援を目的とした「生活費奨学金」とを貸与する制度で、特に優れた学生で経済的理由により著しく就学困難な者に貸与します。

授業料支援金は授業料相当額に保証料相当額を併せた額が貸与額になり、そのうち授業料相当額は学校に直接振り込まれることがあります。

また、生活費奨学金は生活費等の支援として別途、選択した貸与額を受けられます。

※授業料後払い制度は、修士課程相当（法科大学院及び一貫制博士課程前期を含みます。）でのみ利用でき、その他の第一種奨学金と併用できません。

①—あなたの氏名・誓約情報

日本学生支援機構理事長 殿

私は貴機構奨学金の申込みにあたり、学校に「確認書兼同意書」及び必要な証明書類を提出しました。奨学生に採用決定後は速やかに「返還誓約書」を提出し、貸与が終了した後は滞りなく返還すること及び以下の申込み記載事項については正しく記入することを誓約します。

誓約日 西暦 年 月 日
(半角数字)

姓 名
氏名（全角漢字）
5文字以内 5文字以内
氏名（全角カナ）
15文字以内 15文字以内

生年月日 年 月 日生

国籍 ☐ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外

国籍が「日本国籍以外」の場合、在留資格を選択してください。
※国籍が「日本国籍以外」を選んだ人は、在留資格の証明書類を学校へ提出する必要があります。
※在留資格が永住者又は特別永住者の場合は、在留期間（満了日）の入力は不要です。

在留資格 ▼

在留期間（満了日） 西暦（半角数字4桁） 年 月 日

在留資格が「定住者」の場合、日本に永住する意思がありますか。 ☐ はい ☐ いいえ

在留資格が「家族滞在」の場合、大学等を卒業後も日本国で就労し、定着する意思がありますか。
☐ はい ☐ いいえ

在留資格が「家族滞在」の場合、日本国へ初めて入国した日について入力してください。

日本国へ初めて入国した日 西暦（4桁） 年 月 日

日本国の小学校を卒業しましたか。 ☐ はい ☐ いいえ

卒業した小学校名

卒業した小学校の所在地（都道府県） ▼

日本国の中学校を卒業しましたか。 ☐ はい ☐ いいえ

卒業した中学校名

卒業した中学校の所在地（都道府県） ▼

日本国の高等学校を卒業しましたか。 ☐ はい ☐ いいえ

卒業した高等学校名

卒業した高等学校の所在地（都道府県） ▼

※誓約日は以後訂正することができません。

誓約日はスカラネット入力日としてください。ここで入力した誓約日を基準とし、成年判定を行います。

「スカラネット入力下書き用紙」②ページ〈3〉文字入力について」を参照しながら、学生本人の本名を全角で入力してください。

(例) 漢字氏名
カナ氏名

△ カナ氏名は、振込口座の名義人氏名と同一である必要があります。通帳の口座名義人氏名を必ず確認しながら入力してください。

生年月日の入力を誤ると、正しく成年判定を行うことができませんので注意してください。

外国籍の人は「奨学金案内」7ページの表のとおり在留資格に制限があります。必ず在留資格を在留カード等で確認してください。

日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び家族滞在の人は、在留期間（満了日）を入力してください。在留資格が法定特別永住者又は永住者の場合は、在留期間（満了日）の入力は不要です。

在留期限が申込日より前の場合、在留資格の証明書類（在留カードの写し等）に加えて、在留期間更新の申請をしたことの証明書類の提出が無ければ不採用となります。また、進学するまでに在留期間の更新が認められている必要があります（進学した際に、あらかじめ在留資格の証明書類の提出が必要です）。

STEP 3 奨学金申込情報

②—奨学金申込情報

1. 審査を希望する奨学金を1つ選択してください。

- ☐ (1) 「第一種奨学金もしくは授業料後払い制度のみ」審査を希望する

希望する奨学金を選択してください。

※第一種奨学金と授業料後払い制度を併用で申し込むことはできません。

- ☐ 第一種奨学金を希望する
☐ 授業料後払い制度を希望する

(注) 進学時に変更できます。

- ☐ (2) 「第二種奨学金のみ」審査を希望する

- ☐ (3) 「併用貸与」「第一種奨学金もしくは授業料後払い制度」「第二種奨学金」の審査を希望する

「第一種奨学金もしくは授業料後払い制度」について、希望する奨学金を選択してください。

※第一種奨学金と授業料後払い制度を併用で申し込むことはできません。

- ☐ 第一種奨学金を希望する
☐ 授業料後払い制度を希望する

(注) 進学時に変更できます。

(注) 借りの必要がなくなった奨学金は、進学時に辞退できます。

【用紙①】スカラネット入力下書き用紙（大学院予約）

●奨学金申込情報

スカラネット ②－奨学金申込情報の表示	解説
(1) 第一種奨学金もしくは授業料後払い制度のみ希望します。	第1希望：第一種奨学金もしくは授業料後払い制度 第一種奨学金もしくは授業料後払い制度が不採用となっても第二種奨学金は希望しない。
(2) 第二種奨学金のみ希望します。	第1希望：第二種奨学金 第一種奨学金もしくは授業料後払い制度の基準に該当しない、又は第一種奨学金もしくは授業料後払い制度を希望しない。
(3) 併用貸与、第一種奨学金もしくは授業料後払い制度、第二種奨学金を希望します。	第1希望：併用貸与 第2希望：第一種奨学金もしくは授業料後払い制度のみ 第3希望：第二種奨学金のみ 第一種奨学金又は授業料後払い制度と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、第一種奨学金を希望するが、不採用の場合は第二種奨学金を希望する。

※ 採用候補者となった場合でも、借りる必要がなくなった奨学金は、進学時に辞退できます。

※ (1) (3) について、第一種奨学金が授業料後払い制度のいずれかを選ぶ必要がありますが、進学時に変更することができます。

③－あなたの入学（予定）先情報

1. 学校

(1) あなたの入学（予定）先大学院名を確認してください。

(1) ×× 大学大学院

(2) あなたの入学（予定）先課程を選択してください。

(2)

(3) あなたの入学（予定）先研究科を選択してください。

(3)

法科大学院の人は

(2) あなたは法科大学院の課程に入学を予定していますね。
○はい ○いいえと表示されます。

(2) (3) はプルダウンに表示された中から選択してください。

(4) あなたの入学（予定）先研究科の専攻のコードを記入してください。

(4)

(注) 専攻のコードについては入学（予定）先の学校へ確認の後記入してください。

(5) 年次を記入してください。

(5) 1 年次

大学院からの指示がない場合は未記入でかまいません。

(6) 入学（予定）先昼夜課程を選択してください。

(6) ○昼（昼夜開講含む） ○夜 ○通信

(7) あなたの入学予定年月を記入してください。

(7) 西暦（半角数字4桁） 2025 年 4 月 入学予定

(6) 通常は「昼（昼夜開講含む）」又は「夜」を選択します。

(8) あなたの修了（見込）予定年月を記入してください。

(8) 西暦（半角数字4桁） 年 月 修了（見込） 予定

修了（見込）予定年月は下表をもとに入力してください。
なお、長期履修課程への進学予定者も、必ず通常課程の修了（見込）予定年月を入力してください（長期履修については「奨学金案内」11ページを参照してください）。

(9) あなたの修業年限を記入してください。

(9) (半角数字) 年 か月

修業年限とは…
あなたの進学予定の課程が何年課程のものかという意味です。
なお、長期履修課程の入学予定者も、必ず通常課程の標準修業年限を入力してください。

		年	月	修了予定年月の記入例
修士・博士前期課程 専門職大学院課程(法科大学院を除く)	1年制	1	0	2026 年 3月
	2年制	2	0	2027 年 3月
	3年制	3	0	2028 年 3月
博士後期課程	3年制	3	0	2028 年 3月
博士(医歯薬獣医学)課程	4年制	4	0	2029 年 3月
一貫制博士課程	5年制	5	0	2030 年 3月
法科大学院	2年制	2	0	2027 年 3月
	3年制	3	0	2028 年 3月

④－あなたの在学情報

1. 学校

(1) あなたが在学している（在学していた）課程を選択してください。

(1) ○大学等 ○大学院

(2) あなたが在学している（在学していた）学校名の読みの先頭1文字を選択してください。

(2)

(3) あなたが在学している（在学していた）学校名を選択してください。

(3)

(4) あなたの現在の学籍（学生証）番号を記入してください。

(4) (半角英数字記号)

(5) あなたが在学している（在学していた）学部（科）・研究科を選択してください。

(5)

⑤一奨学金貸与額情報

〈第一種奨学金を希望する場合〉

1. 第一種奨学金を希望する人は次のことに答えてください。

(1) 希望する貸与月額を選択してください。

以下の項目は進学時に変更できます。

修士課程	5万円	8万8千円
博士課程	8万円	12万2千円

(2) 希望する返還方式を選択してください。

〔注〕所得連動返還方式を希望する場合、保証制度は「機関保証」のみになります。

(2) ☐ 所得連動返還方式 ☐ 定額返還方式

〔第一種奨学金の返還方式〕下記の説明をよく読み、返還方式を選択してください。

	所得連動返還方式	定額返還方式
返還額の算出	マイナンバーより毎年情報連携で取得した前年の所得に応じて毎月の返還額が決まります。所得の変動に応じて毎月の返還額が変動し、返還期間も変動します。 ※詳細は「奨学金案内」13～15ページを参照	貸与総額に応じて月々の返還額が算出され、返還完了まで定額で返還する制度です。
保証制度	必ず「機関保証」となります。	機関保証制度又は人的保証制度のいずれかを選択します。

(3) 第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の再貸与を希望しますか。

(3) ☐ はい ☐ いいえ

「はい」と答えた人はこれまでに今回申込と同一学種・同一課程で貸与を受けた

第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の奨学生 奨学生番号

（半角数字）

第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の再貸与を希望する人は、再貸与の制度を確認し、同意する場合のみ、申込を行ってください。

〔注〕制度等を確認するまで、次の画面に進むことはできません。

☐ 同意します

プルダウンリストから希望する月額を選択してください（貸与月額は「奨学金案内」6ページを参照してください）。スカラネット入力時は、あなたの情報から判定された月額が表示されます。

第一種奨学金を希望する人は、返還方式を選択できます。「奨学金案内」13～15ページを確認のうえ、どちらかを選択してください。

過去に大学院の同じ課程の区分で第一種奨学金を受けたことがある人は「はい」を選択してください。なお、採用取消となったもののみの場合は「いいえ」を選択してください。

⑤一奨学金貸与額情報 1.(3)で「はい」と答えた人に表示されます。

第一種奨学金の再貸与制度とは？

過去に第一種奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分（下表【大学院の課程の区分】参照）で再度新たに第一種奨学金の貸与を受けることができる制度です。「奨学金案内」11ページも参照してください。

〔注〕過去に大学院で第一種奨学金の貸与を受けたことがない人や、修士・博士前期課程にて第一種奨学金の貸与を受けていた人が博士後期課程にて第一種奨学金を希望する場合は、第一種奨学金の再貸与制度には該当しません。

〔大学院の課程の区分〕

区分	左の区分に含まれる課程等
修士課程相当	修士課程、博士前期課程、専門職大学院課程（法科大学院を含む）、一貫制博士課程前期相当分
博士課程相当	博士課程、博士後期課程、博士医・歯・薬・獣医学課程※、一貫制博士課程後期相当分 ※6年制薬学部基礎を置く薬学系大学院博士課程（4年制）については、博士医・歯・薬・獣医学課程として取扱いします。

〈授業料後払い制度を希望する場合〉

1. 授業料後払い制度を希望する人は次のことに答えてください。

(1) 希望する生活費奨学金の月額を選択してください。以下の項目は進学時に変更できます。

〔注〕授業料後払い制度のうち、授業料支援金の金額は学校が設定します。

1.

0万円	2万円	4万円
-----	-----	-----

(2) 希望する返還方式を選択してください。

〔注〕返還方式は「所得連動返還方式」のみになります。

2. ☐ 所得連動返還方式

(3) 第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の再貸与を希望しますか。

3. ☐ はい ☐ いいえ

「はい」と答えた人はこれまでに今回申込と同一学種・同一課程で貸与を受けた第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の奨学生番号を記入してください。

奨学生番号

（半角数字）

第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の再貸与を希望する人は、再貸与の制度を確認し、同意する場合のみ、申込を行ってください。

〔注〕制度等を確認するまで、次の画面に進むことはできません。

☐ 同意します

2025年度

第一種奨学金 授業料後払い制度 第二種奨学金

貸与奨学金

確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書 〔大学院予約〕

日本学生支援機構が実施する第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）及び第二種奨学金は、借入金（貸与奨学金）です。また、確認書の裏面に記載の事項は、「貸与奨学金案内」に記載している内容です。冊子をよく読み、理解したうえで記入してください。

特に

貸与奨学金を申し込む前に 知ってほしい大切なこと

・ここでは、「確認書」に記載されている内容のうち、特に大切な事項をまとめました。

特に大切なこと ※は確認書の記載箇所	借りるとき	返すとき
1. 奨学金を借りるには、「 機関保証 」（保証機関への保証料の支払いが必要）か、「 人的保証 」（父母及び親族などが保証） のどちらかを選ぶ 必要があります。※確認書裏面1.【保証】（4）	●	
2. 「 機関保証 」を選んだ人の振込額は、 貸与月額から保証料が差し引かれた金額 となります。※確認書裏面1.【保証】（4）	●	
3. 奨学金を借りるには、個人情報情報の取扱いに同意する必要があります。個人情報情報機関には、 延滞した場合のみ個人情報情報が登録 されます。※確認書表面に記載	●	●
4. 奨学金を借りるには、「 返還誓約書 」などの 提出が必要 です。なお、「返還誓約書」を提出しないと奨学生としての資格を失い、振込済奨学金の全額を返金しなければなりません。※確認書裏面1.【返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）】（5）	●	
5. 過去に奨学金を借りたことがある人は、借りることができない場合があります。また、外国籍の人は、 在留資格によって借りることができない場合があります 。※確認書裏面1.【貸与期間の取扱い】（8）【申込資格】（10）	●	
6. 奨学金は、学生本人の口座に振り込まれます。 本人以外の口座には、振込みできません 。※確認書裏面1.【振込み】（11）（12） 授業料後払い制度の「授業料支援金」のうち支援対象授業料（授業料相当額の支援）は、原則として、学校が指定する口座（学校指定口座）へ振り込まれます。	●	
7. 無利子の第一種奨学金は、返還方式として「 定額返還方式 」か「 所得連動返還方式 」の どちらかを選ぶ 必要があります。※確認書裏面1.【返還方式】（1）～（3） （授業料後払い制度の返還方式は「所得連動返還方式」のみになります。）	●	
8. 利子付きの第二種奨学金は、利率の算定方法として「 利率固定方式 」か「 利率見直し方式 」の どちらかを選ぶ 必要があります。※確認書裏面1.【利率の算定方法】（14）～（16）	●	
9. 学業成績が不振などの場合は 、奨学生の資格を失い、 奨学金の貸与が打ち切られる場合があります 。※確認書裏面1.【貸与中の手続等】（20）	●	
10. 奨学金の返還は、貸与が終了する月の翌月から数えて7か月目から始まります。例えば、3月に卒業する人は、10月から返還が始まります。なお、奨学金を返すための 口座振替（リレー口座）に加入する必要があります 。返還を延滞すると、 延滞金が課されます 。※確認書裏面2.【返還の方法】（1）		●
11. 返還が難しいときは、願出により 月々の返還額を3分の2、2分の1、3分の1又は4分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延ばす制度 や 返還を先送りする制度 を利用できる場合があります。また、学校に在学している間は、願出により卒業まで返還を通算10年間（120か月）先送りできます。※確認書裏面2.【その他手続等】（15）（16）		●
12. 「人的保証」を選んだ人が返還を延滞したときは、 連帯保証人（父又は母）、保証人（おじ・おばなど）にも請求 する場合があります。※確認書裏面2.【返還の方法】（11）		●

●「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」記入例

記載等の不備がある場合は、申込みできません。

- ①「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」は、切り離すかコピーをとって使用してください。
※コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。
- ②黒又は青の消せないボールペンで記入してください。
- ③記入を誤った場合は、誤った箇所を二重線で訂正し、余白に正しく書き直してください。
※修正液や修正テープ等は使用しないでください。
- ④本人の署名は、**必ず自署してください。**
※署名は判読できるように正しく楷書で記入してください。

住民票の住所が現住所（今お住まいの住所）と異なる場合でも**現住所**を記入してください。

奨学金申込日（西暦）を記入してください。（本書類を記入した日）

（西暦）**2024** 年 月 日

入学予定	学 校 名 育 英 国 際 大 学 大 学 院	課 程 修 士	研究科 経 済 学	学籍（学生証）番号 ←ここから記入
フリガナ	ショウガク タロウ	〒 116-2-0846	電話番号（自宅） 03 - 1234 - 5678 （携帯） 090 - 1111 - 2222	
本人 氏 名 漢 字	奨 学 太 郎			
現住所	東京都新宿区市谷本村町10-7 学生荘101号			
生年月日	昭和（平成）14 年 7 月 7 日		性別（任意）	男 ・ 女
国籍又は在留資格 【該当を○で囲む】	a 日本国籍 b 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者（永住の意思がある者に限る） e 日本人の配偶者等 f 永住者の配偶者等 g 家族滞在 ※d～gの該当者は在留期限（在留期間の満了日）を記入（ 年 月）			

【個人情報同意条項】 機構は、個人情報情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみを行います。

（個人情報情報の利用・登録等）

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報は返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報情報機関及び同機関と提携する個人情報情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個 人 情 報	登 録 期 間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではありません）。

①機構が加盟する個人情報情報機関：全国銀行個人情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

・ 関日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp/> ・ 関シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp/>

（代位弁済後の情報提供について）

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人情報情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

該当する国籍又は在留資格を○で囲んでください。
※ d～g の在留資格に該当する場合は、在留期限（在留期間の満了日）も記入してください。
※ 外国籍の人で b～g 以外の在留資格（「留学」等）の人は貸与の対象とはなりません。

電話番号は、自宅・携帯とも記入してください。
所有していない場合は、自宅・携帯それぞれの欄に「電話なし」と記入してください。



重 要

採用後、奨学生本人と日本学生支援機構との金銭消費貸借契約を明確にする契約書である「返還誓約書」と添付書類を定められた期限までに提出する必要があります。

添付書類は選択する保証制度により異なります。

保証制度の詳細については「奨学金案内」18ページ以降を、添付書類の詳細については「奨学金案内」34ページ以降を参照してください。

コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。

〔貸与 奨学金〕確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書

提出用

（大学院予約）

（西暦）

年

月

日

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の奨学金の貸与を受けるにあたり、インターネットによる奨学金の申込みの入力内容又は奨学金案内の記載内容及び以下に記載の貸与申込みの条件、個人信用情報の取扱いに関する各同意条項、機構の諸規程並びに裏面記載事項について、確認し、同意のうえ、返還することを確約し、本確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書を提出します。また、機構に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が利用することに同意します。機関保証を受ける場合には、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととしてください。

さらに、私が大学院における「授業料後払い制度」を選択する場合には、下記の「授業料後払い制度に関する同意条項」に同意します。

入学予定	学 校 名		課 程	研 究 科	学籍(学生証)番号												
本人	フリガナ	氏 名	漢 字	〒	—	電話番号（自宅）		—	—								
						（携帯）		—	—								
			現住所														
		生年月日	昭和・平成		年	月	日	性別(任意)		男		女					
国籍又は在留資格 【該当を○で囲む】		a 日本国籍 b 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者（永住の意思がある者に限る） e 日本人の配偶者等 f 永住者の配偶者等 g 家族滞在 ※d～gの該当者は在留期限（在留期間の満了日）を記入（ 年 月）															

【個人信用情報同意条項】機構は、個人信用情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。
(個人信用情報の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個 人 情 報	登 録 期 間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。
3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。
- ①機構が加盟する個人信用情報機関：全国銀行個人信用情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pci/>
- ②同機関と提携する個人信用情報機関
・㈱日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp/> ・㈱シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp/>
(代位弁済後の情報提供について)
4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人信用情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

【授業料後払い制度に関する同意条項】私は、授業料後払い制度による第一種奨学金の貸与を受けるにあたり、以下の事項に同意します。

1. 授業料後払い制度での借用金額には、授業料に充ててを目的として貸与する「授業料支援金」と生活費に充ててを目的として貸与する「生活費奨学金」とが含まれており、私は、これらを一体として返還する義務を負います。
2. 裏面1.奨学金の貸与に係る事項（以下、「裏面1.」という）(4)にかかわらず、授業料後払い制度における保証制度は機関保証に限るものとします。「授業料支援金」は、授業料相当額の支援対象授業料に保証料相当額を加えた額になります。「授業料支援金」と「生活費奨学金」は、それぞれ保証料を差し引いたうえで私の指定する口座に振り込まれます。私は、保証料を含む借用金額全額を返還する義務を負います。
3. 裏面1.(11)にかかわらず、私は、「授業料支援金」のうち、支援対象授業料の振込先を、私の在籍する学校が指定する口座（学校指定口座）に指定するものとします。ただし、私が在籍する学校の状況により、機構が学校指定口座に振り込むことができないときは、機構は、支援対象授業料を私名義の指定口座（「生活費奨学金」と同じ口座）に振り込むこととし、学校指定口座への振込が可能となった時点で、学校指定口座に振込むこととします。なお、授業料後払い制度により学校指定口座に支援対象授業料が振り込まれた場合、学校が支援対象授業料を私の授業料に充当することに私は同意し、異議を述べません。
4. 裏面1.(12)にかかわらず、支援対象授業料の振込日は学校が希望する日にに基づき機構が決定するものとし、授業料の納付期日より前に振込が行われることがあります。私は、授業料後払い制度により「授業料支援金」を直接受領しない場合であっても、自身が直接受領した場合と同様に返還義務を負います。前項の支援対象授業料の額は、支援対象授業料の上限額（年額最大535,800円（私立大学院の場合は、776,000円））の範囲内で、学校が機構に申告した授業料相当額とし、裏面1.(13)にかかわらず、本人が額を指定することはできません。
5. 支援対象授業料が学校指定口座に振り込まれた場合において、授業料減免などにより、振込額のうち学校が私に課す授業料に充当できない差額が生じたときは、当該差額は学校が私に対して交付することとします。
6. 私が退学等により奨学生の資格を失った場合であっても、私が在籍していた年度中に生じた授業料に関する「授業料支援金」が、保証料が差し引かれたうえで学校又は私に振り込まれることがあります。
7. 授業料後払い制度を利用していても、私が、学校に対して授業料を納付する義務を負います。支援対象授業料が私名義の指定口座に振り込まれたとき、又は学校の定める授業料が支援対象授業料の上限額を超えるときは、私が授業料の納付方法、納付時期等を、学校に確認のうえ、自己の責任の下に納付し、納付が遅れたことによる不利益は私が負うものとします。
8. 裏面1.(1)にかかわらず、授業料後払い制度の返還は所得運動返還方式によるものとします。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務（返還業務を含む）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書は本人控としてコピーを取り返還誓約書を提出するまで大切に保管してください。

進学予定の大学院学校番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【用紙②】 確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書（大学院予約）

1. 奨学金の貸与に係る事項

【返還方式】

- (1) 第一種奨学金においては、貸与金額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式（以下、「**定額返還方式**」という）が、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「**機構**」という）が収入に連動して算出した割賦金で返還する方式（以下、「**所得連動返還方式**」という）を選択する必要があります。なお、返還方式を選択しなかった場合及び個人番号を提出しない場合は、定額返還方式を選択したものとします。第二種奨学金においては、定額返還方式のみとなります。
- (2) 所得連動返還方式を選択したものが、個人番号等機構の指定する書類を提出しない等所定の手続きを怠った場合は、貸与金額に応じた返還回数で割賦金が算出されることができません。機関保証を受けるに限り、返還方式を選択した場合は、返還方式の変更を希望する際は機構に頼む必要があります。なお、貸与終了後は定額返還方式から所得連動返還方式への変更のみ可能です。

【保証】

- (4) 奨学金の貸与を受けるためには、一定の保証料を支払うことで保証機関による連帯保証（機関保証）を受けるか、連帯保証人及び保証人を人、人的保証を受けることが必要です。保証料の支払いは、機構が交付する毎月の奨学金から所定の保証料を差し引く方法、又は奨学生を選択により保証料を保証機関に払い込む方法によることができます。払い込む方法を希望する場合は、この確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書（以下、「**確認書兼同意書**」という）を提出する前に機構又は保証機関へ頼み出る必要があります。ただし、払い込む方法を選択した場合は、奨学金の払込みを怠ったときは、奨学金の交付を保留することがあります。
- (2) 返還方式で所得連動返還方式を選択した場合は、機関保証を選択することが必要です。なお、返還方式の変更を願い出た際に受けている保証が人的保証の場合、保証料を一括で支払ったうえで機関保証に変更する必要があります。
- (3) 機関保証を選択する場合は、奨学金の貸与終了後においても奨学生本人と確実に連絡をとることができ、機構の求めに応じて適切な連絡先情報を提供する者を選ばなければなりません。その者の氏名、住所等を本人以外の連絡先として届け出なければなりません。
- (4) 奨学金申込時に連帯保証人及び保証人を選任し、貸与中に連帯保証人又は保証人が死亡する等、真にやむを得ない事由により連帯保証人又は保証人が欠けることになった場合は、機関保証制度への変更を申し出ることができます（上記②の返還方式の変更の場合を除く）。

【返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）】

- (5) 機関保証を選択した奨学生は在学学校長を経て、機構が定める期限までに機関保証を受けたことを表示した返還誓約書及び保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書を提出しなければなりません。
- (2) 人的保証を選択した奨学生は在学学校長を経て、機構が定める期限までに連帯保証人及び保証人と連署の上押印した返還誓約書を提出しなければなりません。連帯保証人については、印鑑登録証明書（コピー不可）及び収入に関する証明書（印鑑登録証明書（コピー不可）を添付しなければなりません）。
- (3) 機構が定める期限までに返還誓約書を提出しない場合には、採用の時に遡って奨学生としての資格を失います。奨学生としての資格を失った際にすでに振り込まれた奨学金がある場合には、その全額を返還に返納するものとします。
- (6) 個人番号を提出していない奨学生は返還誓約書に「住民票の写し」を添付しなければなりません。なお、「住民票の写し」は個人番号が記載されていないものとします。
- (7) 連帯保証人は、本人が未成年者の場合は親権者又は未成年後見人、本人が成人の場合は原則として父母、未成年者を除く兄弟姉妹又はこれに代わる者、保証人は、独立の生計を営む者であって、原則として、奨学生の下2親等以内（父母を除く）の親族でなければなりません。

【貸与期間の取扱い】

- (8) 過去に貸与を受けた者が新たに貸与を受ける期間は、下記の学校区分（それぞれ学校の専攻科、大学における別科、専修学校専門課程修了による入学資格の要件としている専修学校専門課程は、それぞれ異なる学校区分とみなす）において現に在学する学校と同じ区分に属する学校で過去に貸与を受けた期間と通算して現に在学する学校の修業年限（修業年限を定めない学校にあつては、貸与を受けた者が卒業に必要な最短期間）に達するまでの期間とします。ただし、機構が特に必要なと認めるときは、第一種奨学金においては全ての学校の区分を通じて、第二種奨学金においては同一の学校の区分における同一の貸与契約に限る、過去に貸与を受けた期間にかかわらず、現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間、貸与を受けることができるものとします（同一の学校・学部・学科・研究科を一度退学後に復籍する場合を除く）。
- 大学
短期大学
大学院専攻・課程（前期博士課程及び一貫制博士課程前期相当分を含む）
及び専門職大学院（法科大学院を含む）の課程
大学院博士課程（後期博士課程及び一貫制博士課程後期相当分を含む）
エオカ
高等専門学校
専修学校専門課程
- (9) 第一種奨学金の長期履修課程に在学する者の貸与終期は、通常の課程における標準修業年限の終期までとします。

【申込資格】

- (10) 奨学金の貸与を受けることができる学生等は、日本国籍を持つ者か、外国籍の者のうち次のいずれかに該当する者となります。
- ア 「日本国と他の平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）」第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者
- イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者又は家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であつて、次に掲げる要件の全てに該当する者
- (ア) 12歳を迎える学年の末日までに日本国に入国した者
- (イ) 日本国の小学校等、中学校等、高等学校等を卒業した者
- (ウ) 大学等の卒業後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると機構の長が認めた者
- ウ 本邦における在留期間その他の条件を総合的に勘案して前号に掲げる者に準ずると機構の長が認めたもの

【振込み】

- (11) 奨学金は、普通銀行（外国銀行を除く）、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫又は信用組合のいずれかに開設された本人名義の預貯金口座に振り込まれます（信託銀行、農協、漁協及びその他一部銀行では取り扱っていません）。
- (12) 奨学金は毎月1月分ずつ交付します。ただし、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて交付することがあります。入学時特別増額貸与奨学金は、入学年分を始期として基本月額振込先として設けられた奨学生名義の預貯金口座に振り込まれます。

【月額の変更】

- (13) 貸与月額は、機構が定める手続きにより変更することができます。

【利率の算定方式】

- (14) 第一種奨学金に併せて入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率、第二種奨学金における基本月額に係る利率の算定方式の選択に関しては、「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のうちインターネットにより入力する方法、又は「奨学金申込書」に記載した方法に従って以下のとおり定められます。
- (2) 「利率固定方式」は、貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金（以下、「**財投**」という）の利率に基づき機構が定めた利率が返還完了まで適用されます（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に日本学生支援債（以下、「**債券**」という）を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します）。
- (3) 「利率見直し方式」は、貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利回り見直しの財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。その後返還期間中のおおむね5年ごと（返還の期限を猶予されている期間を除く）に各時点の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します）。
- (15) 第二種奨学金において入学時特別増額貸与奨学金を受けた者及び法科大学院に在学する者が増額月額に貸与を受けた場合の利率は、基本月額に係る利率と入学時特別増額貸与奨学金又は増額月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定し、入学時特別増額貸与奨学金並びに増額月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」により算定した利率に基づき機構が定める利率とします。
- (16) 第二種奨学金における利率の算定方式の変更は、奨学金の交付期間中、機構が定める一定期間届出することができます。ただし、第一種奨学金にあわせて入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率の算定方法は、採用決定後は原則として変更できません。

【貸与中の手続き等】

- (17) 奨学生は在学学校長あてに毎年度「奨学金継続願」を提出し、継続貸与の適格認定を受けなければならないものとします。
- (18) 奨学生は次の場合、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければならないものとします。
- ア 休学、復学、転学、編入学、留学（休学）又は退学したとき。
- イ 連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき。
- ウ 本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
- エ 奨学金を辞退するとき。
- (19) 連帯保証人又は相続人は、奨学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければならないものとします。
- (20) 機構は在学学校長が次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき、奨学金の交付を停止、期間短縮又は廃止します。
- ア 休学したとき又は長期にわたって欠席したとき。
- イ 傷病などのために修学の見込みがなくなったとき。
- ウ 学業成績が不振又は品行が不良となったとき。
- エ 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
- オ 停学、その他の処分を受けたとき。
- カ 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- キ 奨学金の申込時にインターネットに入力すべき事項、もしくは「奨学金申込書」に記載すべき事項を、故意に虚偽・記載せず、又は虚偽の入力・記載をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
- ク 「奨学金継続願」を提出しなかったとき。
- ケ その他、特別の事情により奨学生としての資格を失ったとき。
- (21) 奨学生はいつでも在学学校長を経て、奨学金の辞退を申し出ることができます。
- (22) 奨学金の交付を休止又は停止された場合、その事由がなくなると在学学校長を経て願い出たときは奨学金の交付を復活させることができます。

2. 奨学金の返還に係る事項

【返還の方法】

- (1) 奨学金の返還は、貸与が終了した月の翌月から起算して6月を経過した後開始されます。選択した返還方式に応じて算出された割賦額を、ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合又はインターネット専業銀行のいずれかの預貯金口座から自動的に引き落とす方法（リレー口座）で返還することになります（一部の信託銀行、信用組合、漁業協同組合、インターネット専業銀行及びその他一部銀行のなかには、奨学金返還を取り扱わない金融機関があります）。機構が指定する期限までにスカラネット・パーソナル又は口座振替（リレー口座）加入申込書で加入手続きを行うこととなります。延滞する等、延滞している割賦金（金利を除く）の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年（365日あたり）3%の割合を乗じて計算した額が延滞金として課されます。
- 機関保証を選択した場合、督促されてもお滞りしている、機構の代位弁済請求に基づき保証機関が機構へ保証債務の履行（代位弁済）を行います。代位弁済後は、機構に代わり保証機関が本人に代位弁済額を請求することになります。また、代位弁済額の返済を延滞した場合は、年10%の遅延損害金を支払います。督促されてもお滞りしていると本人に對し法的な手続きを行うこともあります。
- 人的保証を選択した場合、督促されてもお滞りしている、連帯保証人や保証人に対する返還請求を行います。本人や連帯保証人等に対して法的な手続きを行うこともあります。
- (2) 返還方式で定額返還方式の奨学生は、返還誓約書において月額返還又は月賦・半年賦併用方式のいずれかの返還方式を選択することになります。なお、選択した返還方式は原則として変更できません。
- (3) 返還方式で定額返還方式の場合は、20年（月賦返還で240回）以内に返還しなければならないとします。返還回数は貸与金額によって異なります。割賦額は、第一種奨学金においては、貸与金額に応じた返還回数で算出された金額、第二種奨学金及び第一種奨学金にあわせて貸与を受けた入学時特別増額貸与奨学金は、貸与金額（元本）に応じた返還回数で、元利均等計算により算出された金額です。
- (4) 返還方式で所得連動返還方式の奨学生の返還方法は月額返還になります。なお、返還方式で定額返還方式から所得連動返還方式に変更した際に返還方式として月額返還以外の返還方式を選択した場合、返還方法は月額返還に変更されます。割賦金（元本・金利）の明細は、返還を開始する前までに返還明細書により通知します。
- (5) 返還期日前に、貸与された奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができます。
- (7) 本人、連帯保証人又は保証人が、割賦金の返還を延滞したときは、支払督促の申立から強制執行までの法的な手続きを行うことがあります。なお、手続きにかかった費用は債務者（本人、連帯保証人又は保証人）の負担となります。
- (8) 本人が債務（貸与を受けた総額、利息、延滞金及び督促手続き費用）の返還を延滞し、機構から書面により期限の利益を失う旨の通知を受けてもなお延滞を解消しない場合は、債務全額について期限の利益の失効を、直ちに債務全額を返還しなければならないとします。
- ※督促を受けても返還期限猶予等の手続きや連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。
- (9) 口座振替（リレー口座）による返還が適当でない機構が判断した場合は、機構の指定する方法により返還するものとします。
- (10) 機構に要する手数料を除いた返還過剰金が100円未満の場合は、学生支援寄附金として振り替えます。
- (11) 本人、連帯保証人及び保証人から返還期日を過ぎても返還がない場合、又は所定の手続きを怠った場合には、機構が委託した債権回収会社等から架電及び督促を行います。またその際に固定電話より優先して携帯電話に架電することに同意します。
- (12) 本確認書兼同意書に基づく奨学金貸与に関する紛争について、機構の本部所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【その他手続き等】

- (13) 奨学金の貸与終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するときは、速やかに機構に届け出なければならないものとします。
- (14) 本人、連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先について、住所・氏名・電話番号等に変更があったときは、速やかに機構に届け出なければならないとします。また機構が本人から最後に届出のあった氏名・住所に発送した通知又は通知書類が延着又は到着しなかった場合、通常到着すべき時に到着しないものとします。
- (15) 本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたときは、願い出たにより減額返還（1回当たりの割賦金を3分の2、2分の1、3分の1又は4分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する方法をいう）を適用することができます。ただし、返還方式で所得連動返還方式を選択した場合は、減額返還を利用することができません。
- (16) 本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたとき、あるいは国外の学校に在学する場合には、願出により返還の期限を猶予することができます。
- (17) 本人が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は直ちに死亡した旨を機構に届け出なければならないとします。
- (18) 本人が死亡したとき、又は精神もしくは身体の障害によって、その奨学金を返還することができなくなったときは、願出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがあります。
- (19) 大学院で貸与を受けた第一種奨学金について、在学中に特に優れた業績を挙げたとして機構が認定したときは、貸与期間終了時に、その奨学金の全部又は一部の返還を免除することがあります。
- (20) 本人が割賦金の返還を延滞したときは、法令の定める業務を遂行するため機構が必要と認める場合に限り、本人の延滞情報を学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に対して提供することがあります。

【個人番号の利用】

- (21) 個人番号とは、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項にいう「個人番号」をさすものとし、機構からの請求に応じて個人番号を提出した場合は、同法及び関連法令で定められた範囲で機構が個人番号を利用すること及び地方税情報を利用することに同意したものとします。

3. 採用されなかった場合等の確認書兼同意書の取扱いに係る事項

申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合、貸与を受ける前に辞退した場合、この確認書兼同意書は無効となります。なお、その場合確認書兼同意書等は返却いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。

その他上記以外の取扱いについては、関係法令及び機構の「貸与奨学規程」その他の諸規程の定めによります。

【用紙①】スカラネット入力下書き用紙（大学院予約）

2. 第二種奨学金を希望する人は次のことに答えてください。

(1) 希望する貸与月額を選択してください。

(1) ▼

5万円	8万円	10万円	13万円	15万円
-----	-----	------	------	------

※貸与月額について確認してください。

併用貸与を希望する場合は貸与総額及び毎月の返還額が多額となります。

貸与月額が適切であるか再度確認してください。

(2) あなたは何月分から貸与を希望しますか。

(注) 奨学生採用後は貸与始期の変更はできません。

(2) 西暦（半角数字4桁） 年 月

3. 入学時特別増額貸与奨学金（一時金・有利子）を希望しますか。

1年次に入学した人および編入学の人のみ希望することができます。

(1) ○希望します ○希望しません

(2) 「希望します」と答えた人は、希望する額を選択してください。

(2) ○10万円 ○20万円 ○30万円 ○40万円 ○50万円

(注) 借りの必要がなくなった場合には、進学時に辞退できます。

4. 第二種奨学金または入学時特別増額貸与奨学金を希望する人は答えてください。

(1) 希望する利率算定方法を選択してください。

(1) ○利率固定方式 ○利率見直し方式

法科大学院の人は

(1)で15万円を選択すると、
(2)15万円の月額を選択した人のみ増額貸与を希望することができます。あなたは増額貸与を希望しますか。
(2)○4万円 ○7万円
○希望しない
(3) あなたは何月分から貸与を希望しますか。
と表示されます。

貸与始期は2025年4月となります。

入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けるためには、原則として進学前に日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込みを行う必要がある場合があります。「奨学金案内」9ページ及び31～32ページを参照してください。

返還時の利率の算定方法を選択する項目です。詳しくは「奨学金案内」11ページを参照してください。

STEP 4 個人・履歴情報

⑥ーあなたの個人情報

1. あなたのお名前は △△ ○○ さんですね。

2. あなたの性別を選択してください（任意）。

2. ▼

3. あなたの生年月日は○年△月□日ですね。

4. あなたの自宅の電話番号を記入してください。

※自宅電話番号がなければ携帯電話の電話番号で構いません。

4.
ハイフンなし・半角数字

あなたの携帯電話の電話番号を記入してください。

(携帯)
ハイフンなし・半角数字

固定電話と携帯電話を両方所有している場合はどちらも入力してください。

⑦ーあなたの履歴情報

1. あなたの最終学歴を記入してください。

1. 西暦（半角数字4桁） 年 月 ▼ 卒業（見込）

2. あなたはこれまで日本学生支援機構あるいは日本育英会の奨学金の貸与・給付を受けたことがありますか。

2. ○はい ○いいえ

「はい」と答えた人はその時の奨学生番号を記入してください。

※貸与・給付を受けた奨学金が複数ある場合は、「追加」ボタンを押して、すべての奨学生番号を記入してください。

※奨学生番号の記入を取り消す場合は、「削除」ボタンを押してください。

奨学生番号	1	610	04	999999	削除	追加
半角数字	例	奨学生番号 1	610	04	999999	削除
		奨学生番号 2	617	08	999999	追加
		奨学生番号 3	808	01	999999	削除
		奨学生番号 4	813	02	999999	追加
		奨学生番号 5				削除

直近に卒業（見込）または退学した学校の年月を選択してください。

「はい」と答えた人は必ず奨学生番号を入力してください。以前に貸与を受けた奨学金の奨学生番号を正しく入力し、奨学生として採用された場合は、以前に受けた奨学金について、大学院の奨学金貸与期間は在学猶予が適用されます。なお、採用取消となったものは入力しないでください。

⑦ーあなたの履歴情報2で「はい」と答えた人に表示されます。

複数ある場合は「追加」ボタンを押してすべての奨学生番号を記入してください。

STEP 5 保証制度

⑧ー保証制度

1. あなたが希望する保証制度を選択してください。

☐ (1) 機関保証

※機関保証制度は、連帯保証人や保証人の選任が不要です（一定の保証料が毎月の奨学金から差し引かれます）。

☐ 制度の内容について承知し、機関保証を選択します。

☐ (2) 人的保証

※人的保証制度は、選任する連帯保証人や保証人に事前に了解をとっておく必要があります。

☐ 制度の内容について承知し、人的保証を選択します。

希望する保証制度を選択してください。

チェックを入れないと次に進むことができません。

②-奨学金申込情報において、(3) を選択した場合、かつ第一種奨学金の返還方法を「所得連動返還方式」と選択した場合

④ ページ「②ー奨学金申込情報」参照

〈第一種奨学金を希望する場合〉

1. 第一種奨学金についてあなたが希望する保証制度を選択してください。

所得連動返還方式を希望する場合、保証制度は「機関保証」のみになります。「人的保証」は選択できません。

☒ (1) 機関保証

※機関保証制度は、連帯保証人や保証人の選任が不要です（一定の保証料が毎月の奨学金から差し引かれます）。

☐ 制度の内容について承知し、機関保証を選択します。

所得連動返還方式を希望する場合、第一種奨学金の保証制度は「機関保証」となります。人的保証は表示されません。詳細は「奨学金案内」14ページを参照してください。

2. 第二種奨学金についてあなたが希望する保証制度を選択してください。

☐ (1) 機関保証

※機関保証制度は、連帯保証人や保証人の選任が不要です（一定の保証料が毎月の奨学金から差し引かれます）。

☐ 制度の内容について承知し、機関保証を選択します。

☐ (2) 人的保証

※人的保証制度は、選任する連帯保証人や保証人に事前に了解をとっておく必要があります。

☐ 制度の内容について承知し、人的保証を選択します。

チェックを入れないと次に進むことができません。

〈授業料後払い制度を希望する場合〉

1. 授業料後払い制度について保証制度を選択してください。

授業料後払い制度の保証制度は「機関保証」のみになります。

☒ (1) 機関保証

※機関保証制度は、連帯保証人や保証人の選任が不要です。

・授業料支援金は、授業料相当額に保証料相当額を加えた額が貸与額となります。

そこから保証料を差し引いた額があなた又は学校の口座に振り込まれます。

・生活費奨学金は、一定の保証料を差し引いた額が毎月あなたの口座に振り込まれます。

☐ 制度の内容について承知し、機関保証を選択します。

授業料後払い制度を希望する場合、返還方式は「所得連動返還方式」となり、保証制度は「機関保証」となります。人的保証は表示されません。詳細は「奨学金案内」14ページを参照してください。

2. 第二種奨学金についてあなたが希望する保証制度を選択してください。

☐ (1) 機関保証

※機関保証制度は、連帯保証人や保証人の選任が不要です（一定の保証料が毎月の奨学金から差し引かれます）。

☐ 制度の内容について承知し、機関保証を選択します。

☐ (2) 人的保証

※人的保証制度は、選任する連帯保証人や保証人に事前に了解をとっておく必要があります。

☐ 制度の内容について承知し、人的保証を選択します。

【用紙①】スカラネット入力下書き用紙（大学院予約）

STEP 6 所得情報

⑨ーあなたの所得情報

1. あなたと配偶者について入力してください。

(1) 配偶者の有無について入力してください。

☐有 ☐無

(2) あなたについて入力してください。

(a) あなたの住所 (a) (郵便番号) (半角数字) -

住所 1 (自動入力)

住所 2 (番地以降) (全角文字)

海外の住所を入力することはできません。
連絡の取れる日本国内の住所を入力してください。

(b) あなたのマイナンバーを機構に提出する準備はできていますか。

(注1) 「その他」を選択した人は、提出できない事情を選択してください。
(注2) 家計審査のため、マイナンバーの提出が必要です。
提出できない場合は、別途所得証明書等の証明書類の提出が必要となります。

- ☐準備できている
☐これから準備する
☐その他

(c) あなたは2024年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか。

☐はい ☐いいえ

(d) あなたは2024年1月1日の時点で日本国内に住んでいましたか。

☐はい ☐いいえ

(e) あなたは2024年度（2023年1月～12月分）の住民税情報にて給与所得があり、住民税が課税されており、かつ2025年度に大学院へ入学する日の前1年以内に離職又は無給の休職をしましたか（又はする予定がありますか）。（はい、を選択した場合、離職票、休職証明書等の学校への提出が必要です）

☐はい ☐いいえ

■ 配偶者の有無で「有」を選択した場合

(3) 配偶者について入力してください。

(a) 配偶者の氏名

姓 名

(a) 漢字（全角漢字）

カナ（全角カナ）

ここで入力した人物についてマイナンバーを提出する必要があります。

(b) 配偶者の住所

(b) (郵便番号) (半角数字) -

住所 1 (自動入力)

住所 2 (番地以降) (全角文字)

海外の住所を入力することはできません。
連絡の取れる日本国内の住所を入力してください。

(c) 配偶者の生年月日

(c) 年 月 日生

(d) 配偶者のマイナンバーを機構に提出する準備はできていますか。

(注1) 「その他」を選択した人は、提出できない事情を選択してください。
(注2) 家計審査のため、マイナンバーの提出が必要です。
提出できない場合は、別途所得証明書等の証明書類の提出が必要となります。

- ☐準備できている
☐これから準備する
☐その他

(e) 配偶者は2024年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか。

☐はい ☐いいえ

(f) 配偶者は2024年1月1日の時点で日本国内に住んでいましたか。

☐はい ☐いいえ

⑩－あなたの研究情報

1. あなたの研究題目（研究分野）を記入してください。（全角50文字以内）（25×2）

2. あなたの大学院進学の目的と研究計画を記入してください。(全角400文字以内) (25×16)

3. あなたのこれまでの研究内容（提出論文・紀要・学術雑誌等の発表論文等）について記入してください。

(全角400文字以内) (25×16)

1. 奨学金を希望するに至った家庭事情や、特に説明を要することを記入してください。

(全角200文字以内) (25×8)

併用貸与を希望し、第二種奨学金の最高月額を選択した場合は、最高月額を必要とする「理由」も入力してください。

注意！口座情報に誤りがあると、奨学金の初回振込が大幅に遅れることがあります。

入力しようとしている口座が奨学金を受け取れる口座かどうか、次のチェックリストを使って確認してください。

- ☐ あなた本人の預・貯金口座です。
 - ☐ 銀行等の普通預金口座、または、ゆうちょ銀行の通常貯金口座です。
 - ☐ 誓約欄のカナ氏名と通帳の口座名義人（カナ）は完全に同一です。
 - ☐ 金融機関名・支店名・口座番号（ゆうちょ銀行以外の場合）、または記号・番号（ゆうちょ銀行の場合）は正しいです。（※）
 - ☐ この通帳は1年以内に記帳できました（休眠口座ではありません）。
 - ☐ 農協、信託銀行、外資系銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行、ネットバンク、コンビニ銀行等の口座ではありません。
- ※ 3か月以内に新設された支店は選択できない場合があります。

STEP8

⑫-奨学金振込口座情報

1. 公金受取口座の利用を希望しますか。

1. ☐希望します ☐希望しません

公金受取口座とは

2. 奨学金を振り込む金融機関を選択してください。 2. ☐銀行等 ☐ゆうちょ銀行

「（公金受取口座の利用を）希望します」の場合、奨学金の振込先は原則としてあなたが国（デジタル庁）に事前登録した公金受取口座となりますが、何らかの理由であなたの公金受取口座情報を機構が利用できない場合のために、奨学金の振込先となる口座情報を入力してください。なお、公金受取口座と同じ口座情報を入力して構いません。

【銀行等を選択した場合】

金融機関名および支店名を選択してください。

(1) 金融機関名の読みの先頭1文字を選択してください。

(1)

1 (2) 金融機関名を選択してください。

(2)

(3) 支店名の読みの先頭1文字を選択してください。

(3)

2 (4) 支店名を選択してください。

(4)

3. 預金通帳等で確認後、口座番号を入力してください。

3 3. 普通（総合）口座

確認のため、再度口座番号を入力してください。

確認用

4. 口座名義人を入力してください。
（口座名義人は本人に限りませ

4 姓 名

4. 口座名義人（全角カナ）

姓 名

【ゆうちょ銀行を選択した場合】

3. 貯金通帳等で確認後、口座の記号・番号を入力してください。

3. 記号-番号

確認のため、再度口座の記号・番号を入力してください。

記号 番号

確認用 -

4. 口座名義人を入力してください。
（口座名義人は本人に限りませ

4 姓 名

4. 口座名義人（全角カナ）

姓 名

奨学金申込の時点で公金受取口座を登録済である人のみ、「希望します」を選択することができます。ただし、公金受取口座が奨学金の振込に利用できない口座（「奨学金案内」10ページ参照）の場合は、「希望しません」を選択してください。

注意事項を記載していますので、公金受取口座の利用を希望する場合はこのボタンを押して必ず確認してください。

番号が7桁に満たない場合は、そのままの桁数で入力してください。

口座名義人は、①-あなたの氏名・誓約情報で入力したあなた本人のカナ氏名と完全に同一である必要があります。
※姓と名でそれぞれ15文字まで入力できます。
※姓が15文字以上ある人は、15文字まで姓に inputsし、16文字以降は名に inputsしてください。
※ミドルネームがある人は、名の欄に「ミドルネーム」と「名前」をスペースなしで inputsしてください。

「記号」と「番号」の間に数字がある場合は、その数字は inputsしないでください。
※番号が8桁に満たない場合は、そのままの桁数で inputsしてください。

4

キョウ知ウ

お振付の通帳情報（振振は次のとおりです。）

金額	変更後金額	店番	口座番号
円	円	***	*****

株式会社 ××銀行 1

口座店 ××支店 2

TEL ×××(×××)××××

ご預金預金 のご紹介先 ×××(×××)××××

お振込入金

印紙税中含納付につき通帳税務署承認済

普通預金

銀行等

1 記号

2 番号

1***0 ******1

おなまえ

キョウ知ウ 様

3

ゆうちょ銀行

株式会社ゆうちょ銀行
(金融機関コード: 9900)

通帳作成地 東京 東京都千代田区千代田1-2-2
株式会社ゆうちょ銀行

印紙税中含納付につき通帳税務署承認済

この番号では振込みできません

この口座を他金融機関からの振込みの受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください。

【店名】一九八(読み イチキウハチ)

【店番】198 【預金種目】普通預金 【口座番号】0123456

入力後、「次へ」ボタンを押すと、奨学金振込口座情報確認に進みます。口座情報に誤りがなければ確認してから、「次へ」ボタンを押してください。以降は「奨学金案内」27～28ページを見ながら、画面の指示に従って進めてください。

記入内容を点検しましょう！

- ☐ 氏名は本名で記入しましたか？
- ☐ 電話番号を間違いなく正確に記入しましたか？
- ☐ □座番号を正確に記入しましたか？（誤りがあると振込みできません）



重 要

入力完了後に表示される受付番号を「1」ページ及び「奨学金案内」裏表紙のおぼえ書きに記入してください。

貼付【通帳などの口座名義人及び口座情報が記載されている部分のコピー】

※しっかりと貼り付け、はがれ落ちないようにしてください。